

## 浜松市認知症初期集中支援事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日付老発第0609001号厚生労働省老健局通知）に基づき、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム（以下「支援チーム」という。）」を配置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築することを目的とした「浜松市認知症初期集中支援事業」の実施について、必要な事項を定めるものとする。

### (実施主体)

第2条 本事業の実施主体は浜松市（以下「市」という。）とする。ただし、事業の一部を適切な事業運営が確保できると認められる団体等（以下「実施団体」という。）に委託することができる。

### (実施体制)

第3条 支援チームは、市が指定する医療機関等に設置する。

2 支援チームは、市が指定する区内全域を活動範囲とする。

3 支援チームの稼働日は、支援チームの属する医療機関等の稼働時間に準ずる。

4 支援チームの活動は、認知症サポート医の指導の下、複数の専門職が家族の訴え等により認知症が疑われる人や認知症の人（以下「訪問支援対象者」という。）及びその家族を訪問、観察・評価、家族支援等の初期の支援を包括的、集中的に行い、自立生活のサポートを行うものとする。

5 支援チームは、地域包括支援センター（以下「包括」という。）職員や区保健師、かかりつけ医、かかりつけ歯科医、認知症サポート医、認知症専門医、認知症疾患医療センター職員、介護事業者等との連携を常に意識し、情報が共有できる仕組みを確保する。

### (認知症初期集中支援チーム員の構成)

第4条 認知症初期集中支援チーム員（以下「チーム員」という。）は、第1号を満たす専門職2名以上、第1項第2号を満たす専門医1名の計3名以上の専門職で編成する。

(1) 次の要件をすべて満たすもの2名以上とする。

ア 「保健師、看護師、作業療法士、歯科衛生士、精神保健福祉士、社会福祉士、介護福祉士」等の医療保健福祉に関する国家資格を有する者

イ 認知症ケア実務経験3年以上又は在宅ケア実務経験3年以上を有する者

ウ 国が別途定める「認知症初期集中支援チーム員研修」を受講し、試験に合格した者。ただし、やむを得ない場合には、市が実施するチーム員研修を受講した者の参加も可能とする。

エ 包括職員も1名以上、チーム員に加えることとする。

(2) 日本老年精神学会もしくは日本認知症学会の定める専門医又は認知症疾患の鑑別診断等の専門医療を主たる業務として5年以上の臨床経験を有する医師のいずれかに該当し、かつ、認知症サポート医である医師1名とする。ただし、上記医師の確保が困難な場合は当分の間、以下の医師も認めることとする。

ア 日本老年精神医学会もしくは日本認知症学会の定める専門医又は認知症疾患の鑑別診断等の専門医療を主たる業務とした5年以上の臨床経験を有する医師であって、今後5年間で認知症サポート医研修を受講する予定のあるもの。

イ 認知症サポート医であって、認知症疾患の診断・治療に5年以上従事した経験を有するもの。(認知症疾患医療センター等の専門医と連携を図っている場合に限る)

(チーム員の役割)

第5条 前条第1号を満たす専門職は、目的を果たすために訪問支援対象者の認知症の包括的観察・評価に基づく初期集中支援を行うために訪問活動等を行う。

2 前条第2項を満たす専門医は、他のチーム員をバックアップし、認知症に関して専門的見識から指導・助言等を行う。また、必要に応じてチーム員とともに訪問し相談に応需することも可能とする。

3 訪問する場合のチーム員数は、初回の観察・評価の訪問は原則として医療系職員と介護系職員それぞれ1名以上の計2名以上で訪問する。

(訪問支援対象者)

第6条 訪問支援対象者は、原則として、40歳以上で、在宅で生活しており、かつ認知症が疑われる人又は認知症の人で、次のいずれかの基準に該当する者とする。

(1) 医療サービス、介護サービスを受けていない者、または中断している者で以下のいずれかに該当する者

ア 認知症疾患の臨床診断を受けていない者

イ 継続的な医療サービスを受けていない者

ウ 適切な介護サービスに結び付いていない者

エ 介護サービスが中断している者

(2) 医療サービス、介護サービスを受けているが認知症の行動・心理症状が顕著なため、対応に苦慮している者

(事業内容)

第7条 事業内容は、第1号から第3号に定める事項について、いずれも実施するものとし、第3号については、市が自ら実施する。

( 1 ) 支援チームに関する普及啓発

地域住民や関係機関・団体に対し、支援チームの役割や機能について広報活動や協力依頼を行う等、各地域の実情に応じた取り組みを行うものとする。

( 2 ) 認知症初期集中支援の実施

ア 訪問支援対象者の把握

訪問支援対象者の把握については、支援チームが包括経由で訪問支援対象者に関する情報を入手できるように配慮することとし、チーム員が直接訪問支援対象者に関する情報を知り得た場合においても、包括と情報共有を図るものとする。

イ 情報収集及び観察・評価

支援チームは、本人のほか家族等のあらかじめ協力の得られる人が同席できるよう調整を行い、本人の現病歴、既往歴、生活情報等に加え家族の状況等を情報収集するとともに、指定された観察・評価票を用いて、認知症の包括的観察・評価を行う。

ウ 初回訪問時の支援

支援チームは、初回訪問時に、認知症の包括的観察・評価、基本的な認知症に関する正しい情報の提供、専門的医療機関への受診や介護保険サービスの利用の効果に関する説明及び訪問支援対象者やその家族の心理的サポートや助言等を行う。

エ 専門医を含めたチーム員会議の開催

支援チームは、初回訪問後、訪問支援対象者ごとに、観察・評価内容を総合的に確認し、支援方針、支援内容、支援頻度等を検討するため、専門医も含めたチーム員会議を行う。必要に応じて、区保健師、介護支援専門員等の参加も依頼する。

オ 初期集中支援の実施

支援チームは、医療機関への受診が必要な場合の訪問支援対象者への動機付けや継続的な医療サービスの利用に至るまでの支援、介護サービスの利用等の勧奨・誘導、認知症の重症度に応じた助言、身体を整えるケア、生活環境等の改善等の支援を行う。

支援期間は、訪問支援対象者が医療サービスや介護サービスによる安定的な支援に移行するまでの間とし、概ね最長で6か月とする。

カ 引き継ぎ後のモニタリング

支援チームは、初期集中支援の終了をチーム員会議で判断した場合、包括や担当介護支援専門員等と同行訪問を行う等の方法で円滑に引き継ぎを行うこととする。

モニタリングの結果を検討し、安定した状況が維持・継続できていることがチーム員会議で確認することが出来ればモニタリング終了とする。

キ 記録等の保管

支援チームは、訪問支援対象者に関する情報、観察・評価結果、初期集中支援の内容等を記録した書類を適切に管理、保管しなければならない。

(3) 認知症初期集中支援チーム検討委員会の設置

市は、実施主体として、支援チームの設置及び活動状況を検討する場である「認知症初期集中支援チーム検討委員会」(以下「検討委員会」という。)を設置することとする。ただし、既存の会議がその機能を果たす場合はその会議をもって検討委員会とすることができる。

(実績報告)

第8条 実施団体は、市が定める様式により、市長あてに実績報告を行う。

(個人情報の保護)

第9条 チーム員は、本事業に関して収集した個人情報については、浜松市個人情報保護条例(平成16年3月23日浜松市条例第28号)の定めに従い、訪問支援対象者及び対象者世帯の個人情報やプライバシーの尊重、保護に万全を期すものとし、正当な理由がなくその業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この実施に関し必要な事項は、市長が定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。